

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月29日発行

Vol.589

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

3/21 ~ 25

# 旧金房小・金房幼 施設見学会

市では、3月21日から25日、令和5年度に解体する予定の小高区の旧金房小学校・旧金房幼稚園を一般公開しました。



**2ページをご覧ください。**

## 目次

### ●「みなみそうまトピックス」から

- 旧金房小・金房幼 施設見学会 ..... 2
- 小高産業技術高等学校とイオン東北株式会社が共同開発した弁当の販売報告 --- 3

### ●被災自治体News

- 浪江町 ..... 4
- 双葉町 ..... 5

### ●福島県生活再建支援拠点コランシヨ新潟

- 【情報提供】高等教育の修学支援制度（授業料等免除と給付型奨学金）について ----- 7

### ●東京電力ホールディングス

- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について ..... 8
- 個人さまに対する請求書類「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」の発送について ..... 13
- 特定復興再生拠点区域の避難指示解除後のご帰還にもなう就労不能損害および一時立入等にもなう移動費用の賠償対象期間に係るお取り扱いについて ----- 14

### ●福島県復興公営住宅入居支援センター

- 令和5年度第1回入居者募集のお知らせ ----- 17

3/21 ~ 25

# 旧金房小・金房幼 施設見学会

市では、3月21日から25日、小高区の旧金房小学校・旧金房幼稚園を一般公開しました。旧金房小学校・旧金房幼稚園は東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、令和3年度末に小高小学校へ統合となりました。

また建物の耐震基準を満たしていないことや老朽化が進んでいることなどから、令和5年度に解体する予定です。

今回の一般公開が現場を見学いただく最後の機会となりました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



## 今週の番組

番組内容 [3/24~3/31]

- 毎時00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ MJCアンサンブルのクリスマス
- 26分~ 鹿島御子神社 かしまの火伏せまつり
- 34分~ 博物館通信Vol.5
- 43分~ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操
- 49分~ 南相馬見聞録 多珂神社
- 56分~ minamisoma5.0 “産業集積のまち” 編
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまくん

3/17 金

## 小高産業技術高等学校とイオン東北株式会社が 共同開発した弁当の販売報告

イオンの東北応援「未来共創プログラム」の一環として、小高産業技術高等学校とイオン東北株式会社が共同して南相馬市産米を使用した「笑顔引き出す北寄貝弁当」を開発しました。

この弁当の販売に合わせ、3月17日に市長へ報告が行われました。

当日は小高産業技術高等学校の生徒2人やイオン関係者が出席し、弁当について市長へ報告した後、一緒に試食しました。

今年度は第6弾の販売となり、3月8日から719店舗で発売されました。



この「笑顔引き出す北寄貝弁当」が3月18日、イオンスーパーセンター南相馬店で販売されました。

生徒たちが来店したお客さまへ熱心に商品の説明や込めた思いなどを伝えたこともあって、予定していた180パックの弁当は1時間程度で完売しました。





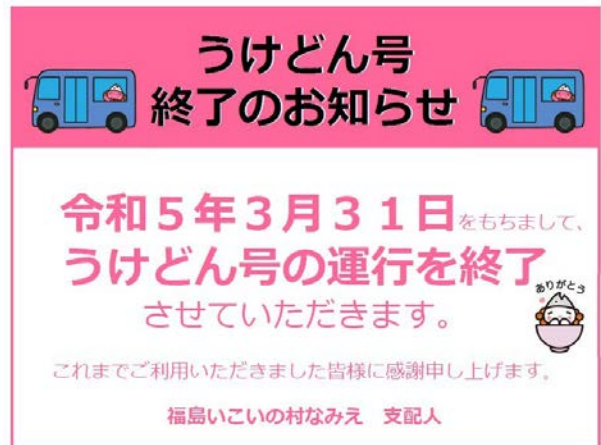
## 浪江町からのお知らせ

## 町内周遊バス 運行終了のお知らせ

3月23日HP更新

いこいの村で運行していました夜間巡回バス「うけどん号」につきまして、令和5年3月31日をもって運行を終了します。

なお、いこいの村につきましては、スマートモビリティをご利用いただくことができます。



問い合わせ

産業振興課 商工労働係

TEL 0240-34-0247

## 2月19日に開催された安波祭について（映像公開）

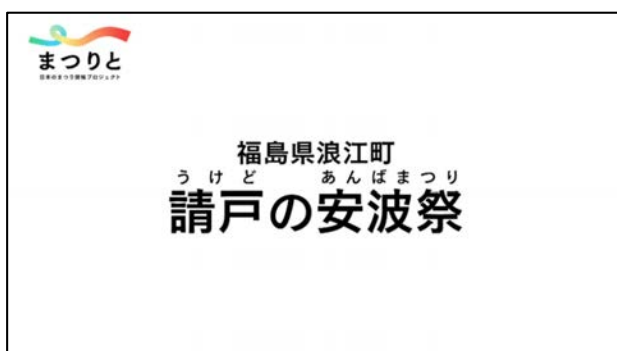
3月15日HP更新

2月19日に行われた「安波祭」について、当日に撮影された映像が、Web上で公開されました。

映像配信先サイト「まつりと」（文化庁 地域の伝統行事等のための伝承事業（公開支援））

こちらのURLから、安波祭のページにアクセスできます。

<https://matsurito.jp/matsuri/anbamatsuri/index.html>





## 双葉町からのお知らせ

4月3日からふたばアプリの運用を開始します

3月27日HP更新

町民の皆さま各世帯に配布していたタブレット端末限定でご利用いただいていたアプリケーションの「ふたばアプリ」が、町民以外の方も含めすべての方がお持ちのスマートフォン・タブレット端末にインストールしてご利用いただけるようになりました。

新しい「ふたばアプリ」は4月3日（月）から運用を開始します。

## 町から町民の皆さまに配布していたタブレット端末について

新しい「ふたばアプリ」の運用開始に伴って、町から配付していたタブレット端末の運用は終了いたしますが、令和5年6月30日までは、新しい「ふたばアプリ」への移行期間としてご利用いただくことができます。

**なお、令和5年7月以降は、町配布タブレット端末の通信機能が使用できなくなります。**

※ 不要になったタブレット端末につきましては、お手数をおかけしますが、お近くのケータイキャリアショップの端末回収サービスをご利用いただき廃棄していただくか、役場またはお近くの支所までお持ち込みいただきますようお願いいたします。

## ふたばアプリ移行操作説明会の開催について

新しい「ふたばアプリ」への移行の方法や、操作方法を説明する説明会を県内外の会場で開催いたします。

なお、今まで町配布のタブレット端末をご利用いただいていた方は、タブレット端末に表示されるQRコードを使って移行していただくことによって、町配付タブレットのふたばアプリ内の「コミュニティ広場」への過去の投稿を閲覧することができたり、新しい「ふたばアプリ」内で町配付タブレット利用者（ご家族も含む）だけが使うことができる「コミュニティ広場」をご利用いただくことができます。



次ページへ続きます

## 移行・操作説明書の送付について

町配付タブレットを利用されていた世帯の代表の方あてに、「移行手順書」、「操作手順書」の2冊を4月3日（月）以降、順次郵送いたします。

4月13日（木）までにお手元に届かなかった方につきましては、改めて発送させていただきますので、お手数をおかけしますが以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

- 4月3日～6月30日の問い合わせ先  
ふたばアプリ運営サポートセンター 移行係  
 **0120-154-280**（フリーダイヤル いこうよ ふたばのわ）
- 上記の期間前および期間後の問い合わせ先  
ふたばアプリ運営サポートセンター  
 **0120-274-280**（フリーダイヤル つなげよう ふたばのわ）

※電話の受付時間 平日午前9時～午後6時  
（土、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

## ▶ 令和5年4月ふたばアプリ移行操作説明会開催スケジュール

[https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14528/0401\\_A4\\_ura\\_r2.pdf](https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14528/0401_A4_ura_r2.pdf)



※ 令和5年4月1日発行広報ふたばに折込み予定のチラシから一部時間が変更になっている箇所がありますのでご注意ください。

問い合わせ

秘書広報課

TEL 0240-33-0125

## 【情報提供】 高等教育の修学支援制度 (授業料等免除と給付型奨学金) について

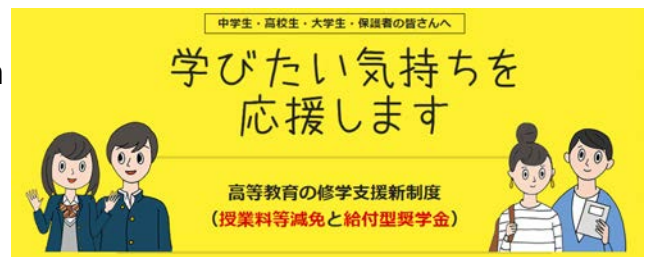
文部科学省ウェブサイトに掲載されている高等教育の修学支援制度（授業料等免除と給付型奨学金）についての情報提供です。

4月からご進学・ご進級をされる方で修学支援制度をお探しの方は、下記の制度をご確認されてみるのもいいかもしれません。

大学・短大・高等専門学校、専門学校等での学びの支援があります。この制度では、どんな人が対象になるか、どのくらい支援が受けられるか、どこの学校が対象なのかを紹介しています。対象校リストが更新され、新規確認校が追加されています。進学される方の志望校や在学している学校が対象となっているか確認してみるといいかもしれませんね。

こちらからご確認ください。👉

▶ 文部科学省「学びたい気持ちを応援します」  
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



### 福島県生活再建支援拠点コランシヨ新潟

公益社団法人新潟県社会福祉士会内

〒950-0994

新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3階

**TEL** 025-211-2111 **Mail** colansho.niigata@aioros.ocn.ne.jp

#### 【相談受付時間】

月曜日～金曜日（土・日、祝日除く）

午前9時30分～正午／午後1時～5時

※相談にお越しの際は事前にご連絡ください

※ 生活再建支援拠点は、福島県の「福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業」を一般社団法人ふくしま連携復興センターが受託し、各地の支援団体の協力で運営しています。

# 中間指針第五次追補等を踏まえた 追加の賠償基準に係る 具体的なお取り扱い等について

3月27日

当社は、昨年12月20日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下、「中間指針第五次追補」）や、政府等のご指導等を踏まえた追加の賠償基準の概要を、本年1月、取りまとめました（2023年1月31日お知らせ済み）。

その際に検討中としておりましたADRセンターの総括基準を踏まえた精神的損害の増額事由（⑥～⑩）を含む、追加の賠償基準の概要やご請求手続き等について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

今回追加した賠償項目においても、これまでと同様、ご請求者さまの請求書作成のご負担を軽減する観点から、世帯構成単位でご請求を受付させていただきます。しかしながら、本件事故から12年が経過する中、お住まいのご移転に加え、お子さまの独立やご結婚などにより本件事故時点の世帯構成に変化が生じているご家庭も多いと考えています。

つきましては、迅速かつ適切に手続きを進めるため、ご請求の受付に先立ち、ご請求者さまの世帯構成や郵送先住所の変更手続きの受付を開始させていただきます。また、二人以上の世帯からご請求をいただく場合には、代表してご請求される方（以下、「世帯代表者」）が、その他の世帯構成員の方（以下、「委任者」）全員の委任書および本人確認書類を揃えてご提出いただきます。

具体的には、本日から、ご請求者さまの世帯構成や郵送先住所の変更手続きの受付を開始させていただきます。4月10日から、ウェブサイトを通じたご請求の受付を開始させていただきます。また、請求書でのご請求をご希望される方につきましては、当社へご連絡をいただき、現在の郵送先住所を確認後、請求書を順次発送させていただきます。

なお、当社が現在の郵送先住所が確認出来た方で、ご請求受付開始から一定期間経過してもご請求手続きをされていない方には、5月以降、ダイレクトメールを送付させていただきます。

当社としましては、引き続き、国や自治体さまの協力をいただきながら、SNSによる情報発信やチラシの配布、自治体さまの広報誌への掲載などによって、ご請求の促進を図り、迅速かつ適切な賠償を進めてまいります。

次ページへ続きます 



## 1. 1月31日のお知らせ以降具体化した賠償基準

(⇒1月31日のお知らせした内容を含む賠償基準の全体概要は「別紙1」参照)

## 2. ご請求手続きに関するお取り扱い (⇒全体手続きの流れは「別紙2」参照)

今回追加した賠償項目においても、これまでと同様、ご請求者さまの請求書作成のご負担を軽減する観点から、世帯単位でご請求を受け付けさせていただきます。

### (1) ご請求前の手続き (「別紙2」ステップ1)

これまでに賠償金のお支払いをさせていただいた郵送先住所等の変更や、世帯構成の変化(成人、結婚、就職、別離など)が生じているご家庭におかれましては、ご請求の受付に先立ち、以下のお手続きをお願いいたします。

#### ① 受付開始時期

ご請求の受付に先立ち、2023年3月27日から開始いたします。

#### ② 手続き内容

##### a. 世帯構成変更の手続き(世帯分割)

これまでの賠償請求で世帯代表者の方にご請求手続きを委任された方が、自らご請求することをご希望される場合など、これまでと異なる世帯構成でのご請求を希望される場合

##### b. 郵送先住所変更の手続き

これまでに賠償金のお支払いをさせていただいた郵送先住所に変更がある場合

#### ③ 手続き方法

末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)ご相談専用ダイヤル」までご連絡をいただくか、最寄りの相談窓口でのお手続きをお願いいたします。

上記手続き完了後、ご請求手続きを進めていただきます。

なお、これまで世帯代表者としてご請求されている方につきましては、2023年4月10日から、ウェブサイト(以下、「ウェブ」)でも手続きいただけます。

### (2) ウェブ請求受付、請求書受付(増額事由①~⑩以外)

(「別紙2」ステップ2)

精神的損害の増額事由①~⑩以外は、ウェブ請求または、請求書のいずれかでご請求の受付をさせていただきます。

#### ① 受付開始時期

2023年4月10日からウェブでのご請求受付を開始し、請求書の受付についても郵送先住所を確認後、順次開始いたします。

次ページへ続きます 

## ② 対象となる賠償項目

- ・過酷避難状況による精神的損害
- ・避難費用、日常生活阻害慰謝料
- ・生活基盤変容による精神的損害
- ・生活基盤変容に準じる精神的損害
- ・健康不安に基礎を置く精神的損害
- ・自主的避難等に係る損害
- ・福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害

※精神的損害の増額事由①～⑩については、請求書での受付を予定しております。2023年4月10日以降、上記の賠償項目をご請求される際に、増額事由①～⑩に関して、請求のご意向を確認させていただいたうえで、対象となる方へ請求書を発送させていただきます。（「(3) ①」において後述）

## ③ ウェブでのご請求受付

### a. 現在の世帯構成や郵送先住所の確認・変更手続き

ウェブが閲覧でき、当社への直接請求手続きでご請求履歴がある世帯代表者につきましては、ウェブでも世帯構成や郵送先住所の確認・変更手続きをいただけますので、ご請求前に確認・変更登録をお願いいたします。

### b. ウェブ請求いただける方

ウェブが閲覧でき、当社への直接請求手続きでご請求履歴がある世帯代表者につきましては、現在の郵送先住所などを確認・変更手続き後、ウェブを通じてご請求をお願いいたします。

※訴訟やADR手続きでお支払いを受けたことがある方などは、ウェブで世帯構成や郵送先住所の変更手続きをいただけますが、ウェブでご請求手続きを進められないため、郵送先住所確認後、順次請求書を発送させていただきます。

## ④ 請求書でのご請求受付

請求書での手続きをご希望される方や、世帯構成変更の手続きにより新たに世帯代表者としてご請求される方につきましては、郵送先住所をご確認後、順次請求書を発送させていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）ご相談専用ダイヤル」までご連絡をいただくか、最寄りの相談窓口でのお手続きをお願いいたします。

## (3) 精神的損害の増額事由①～⑩の賠償受付（「別紙2」ステップ4）

精神的損害の増額事由①～⑩については、請求書にてご請求の受付をさせていただきます。4月10日以降、「(2) ②」の対象となる賠償項目の受付時に、増額事由①～⑩についてご請求のご意向を確認させていただいた、対象となる世帯代表者の方に請求書を順次発送させていただきます。

次ページへ続きます 

### ① 受付開始時期

2023年6月20日からご請求の受付を開始いたします。

### ② 対象となる賠償項目

精神的損害の増額事由①～⑩

### ③ ご請求いただける方

精神的損害の増額事由①～⑩の請求をご希望される世帯代表者の方

## (4) ご請求時の手続き（二人以上の世帯が対象となります）

二人以上の世帯の場合には、ご請求時に以下①および②の書類をご提出いただきます。

### ① 委任書

二人以上の世帯の世帯代表者の方へ、ご請求時に委任書※をお送りいたします。世帯代表者の方につきましては、その他の世帯構成員（以下、「委任者」）の方全員の委任書をご提出いただきます。

※委任者の方が世帯代表者の方へ請求手続きを委任されたことを確認させていただくための所定の様式です。委任者の方お一人お一人の署名もいただきます。

### ② ご本人（委任者）確認書類

世帯代表者の方につきましては、委任者の方全員のご本人確認書類をご提出いただきます。

（ご本人確認書類例）

運転免許証・健康保険証等の写しなど

## (5) ご請求受付開始後のご請求の促進に向けた対応（「別紙2」ステップ3）

当社が現在の郵送先住所が確認できた方で、ご請求受付開始から一定期間経過してもご請求手続きをされていない方には、5月以降、ダイレクトメールを送付させていただき、ウェブでのご請求をご案内するとともに、請求書の送付を希望される方については、順次請求書を郵送させていただきます。

また、国や自治体さまの協力をいただきながら、SNSによる情報発信やチラシの配布、自治体さまの広報誌への掲載などにより、ご請求の促進を図ってまいります。

次ページへ続きます 

### 3. お問い合わせ先など

2023年1月31日、中間指針第五次追補決定に伴うお問い合わせに対応させていただけるよう、「ご相談専用ダイヤル」を開設し、分かりやすい情報発信を目的に、賠償対象区域や損害額等をご紹介させていただく「専用ページ」を当社ホームページに開設しております。

また、4月10日、「専用ページ」にウェブを通じたご請求方法に関する解説動画も掲載させていただきます。

引き続き、被害を受けられた皆さまに対して丁寧な対応に努め、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

#### (1) 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関する ご相談専用ダイヤル

- ・開設日 2023年1月31日（火）
- ・電話番号 **0120-926-470**
- ・受付時間 午前9時～午後7時（月～金 [除く休祝日]）  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

#### (2) 福島県内の相談窓口のご案内

[https://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/images/20230104.pdf](https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/images/20230104.pdf)



#### (3) 中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する 専用ページ

- ・専用HP開設日 2023年1月31日（火）
- ・ウェブ請求受付開始日 2023年4月10日（月）
- ・URL（入口は共通）  
[https://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html](https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/index-j.html)



<別紙>

- ▶ 別紙1：中間指針第五次追補等を踏まえた賠償基準の全体概要  
<https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf1/230327j0101.pdf>



- ▶ 別紙2：中間指針第五次追補等の賠償請求に係る手続きの流れ  
<https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf1/230327j0102.pdf>



# 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

3月24日

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ご請求対象期間：2023年1月1日から2023年3月31日まで（原則3カ月単位）
- ご請求受付開始：2023年4月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類※を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類※のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※）①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：

領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

# 特定復興再生拠点区域の避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害 および一時立入等にもなう移動費用の賠償対象期間に係るお取扱いについて

3月28日

2023年3月31日に浪江町、4月1日に富岡町の特定復興再生拠点区域における避難指示が解除されます。今後も飯舘村の特定復興再生拠点区域において避難指示解除が予定されていることから、ご帰還にともない就労環境に変化が生じうることや、ご帰還の準備等のために元のお住まいへの立入が想定されること等をふまえ、避難指示解除後の賠償につきまして、以下のとおり、お取扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について

### (1) ご請求いただける方

当社事故発生時点のお住まいの区域が特定復興再生拠点区域を有する自治体<sup>※1</sup>の帰還困難区域に該当し、避難指示解除から1年以内にご帰還<sup>※2</sup>された方のうち、以下のいずれかに該当される方

- ご帰還にともない就労環境が変化し、また就労が困難となり、当社事故発生前の収入から減収となった給与所得者または失業状態となった給与所得者であって就労意思のある方
- ご帰還にともない就労環境が変化し、また就労が困難となり、当社事故発生時点で就職・復職を予定していた方で、当社事故発生時点で就職・復職を予定していた会社で得られたであろう収入から減収となった方または失業状態となった方で就労意思のある方

※1 浪江町、富岡町、飯舘村

※2 当社事故発生時点における生活の本拠が特定復興再生拠点区域を有する自治体の帰還困難区域にあった方が、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域に生活の本拠を移されること

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降にご帰還された方につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

次ページへ続きます 

## (2) お支払いの対象となる損害

ご帰還にともなう就労環境の変化により生じた以下の損害

- 就労できなくなり、収入がなくなってしまったことによる当社事故発生前の収入からの減収額
- 収入が減少した場合の当社事故発生前の収入との差額
- ご帰還後に、通勤経路やお勤め場所の変更、転職等を余儀なくされたことによる当社事故発生前の通勤交通費からの増加額

## (3) 賠償対象期間

ご帰還後に損害が初めて発生した月から最大12カ月間

当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除から1年以内が賠償対象期間の開始月となります。

実際に発生した損害を確認させていただいた上で、原則3カ月単位でお支払いいたします。

## (4) お支払いする賠償金額

### ① 給与等減収分

当社事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額

### ② 通勤交通費増加額

ご帰還後の通勤交通費から当社事故発生前の通勤交通費を差し引いた金額

## (5) ご請求方法

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。ご請求の受付につきましては、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降開始し、実際に発生した損害を原則3カ月単位で確認させていただきます。

## (6) ご提出いただく証明書類

別紙1をご参照ください。

- ▶ 別紙1：ご提出いただく証明書類（避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について）

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/pdf1/230328j0101.pdf>



次ページへ続きます 

## 2. 一時立入等にもなう移動費用の賠償対象期間について

### (1) これまでのお取り扱い

当社事故発生時点における生活の本拠が特定復興再生拠点区域にあった方につきましては、2018年4月以降も一時立入、検査受診等にもなう移動費用を賠償させていただいております。

### (2) 今後のお取り扱い

「一時立入にもなう移動費用」につきましては、本来避難指示解除までを賠償対象期間とさせていただくところ、個人さまのご帰還等にかかる検討や準備の期間等を考慮させていただき、以下のとおりのお取り扱いといたします。

#### ①一時立入にもなう移動費用

原則として、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除から1年間につきましては、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降に当該費用のご負担を余儀なくされた場合につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

#### ②検査受診等にもなう移動費用・その他の移動費用

引き続きご請求いただけます。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

#### 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404 午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))  
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)





# 令和5年度第1回 入居者募集のお知らせ (令和5年6月以降入居予定)

## ■申込期間

**4月3日(月)～11日(火)必着**

## ■対象者

### Aグループ

平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、樫葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に居住していた方（居住制限者）
- ② 避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方  
(旧居住制限者)

### Bグループ

東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方

- ③ 地震・津波により住宅を失った方（地震・津波被災者）
- ④ 平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに居住していた方（上記Aグループに該当する方を除く）（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）

## ■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地、Bグループの方はBと記載された団地に申し込むことができます。

## ■注意事項

- ・ 第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
  - 第1順位は、Aグループの①(居住制限者)
  - 第2順位は、Aグループの②(旧居住制限者)
  - 第3順位は、Bグループの③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
- ・ 入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時に修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

次ページへ続きます 

## ■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数			
福島市	北信	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1			
							3LDK	1			
						優先住宅	3LDK	1			
						一般住宅	3LDK	3			
	笹谷	A		H26	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
							優先住宅	3LDK	2		
	飯坂	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2		
							3LDK	1			
	北中央	A		H28	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	3		
	北沢又 (ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	3		
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5			
							2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4	
	石倉	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4			
							3LDK	8			
					優先住宅(車いす)	3LDK	2				
					一般住宅	2LDK	8				
						3LDK	33				
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	4			
						2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	9		
							3LDK	11			
郡山市	柴宮	A B	H26	内水	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	3			
							一般住宅	3LDK	7		
				H27	内水	集合住宅 58・59号棟	一般住宅	2LDK	2		
	日和田	A B		H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
	富田	A B	H26~H27	-	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	8			
							一般住宅	3LDK	12		
				集合住宅4号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1				
					一般住宅	2LDK	1				
						3LDK	1				

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
郡山市	八山田	A B	H26~H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	7	
						一般住宅	3LDK	13	
	東原	A B	H26~H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	6	
						一般住宅	3LDK	5	
	安積	A	H27	内水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	1	
						3LDK	2		
守山駅西 (ペット可)	A B	H28	-		2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	
					2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	10	
田村市	石崎南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2	
三春町	平沢 (ペット可)	A B	H28	-		戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3
						戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	11
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4	
	白坂 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1	
会津 若松市	古川町	A B	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
						一般住宅	3LDK	7	
	年貢町	A B	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						一般住宅	3LDK	16	
						集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1
							一般住宅	2LDK	2
	白虎 (ペット可)	A B	H27~H28	-		戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
						戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	4
城北 (ペット可)	A	H27~H28	-		2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1	
					2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1	
南相馬市	北原	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	6	
							3LDK	6	
						優先住宅(車いす)	3LDK	3	
						一般住宅	2LDK	17	
							3LDK	26	
	上町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
							3LDK	4	
						一般住宅	2LDK	4	
							3LDK	15	
	南町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	5	
							3LDK	25	
牛越	A B	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
						3LDK	10		
					優先住宅(車いす)	3LDK	2		
						2LDK	7		
						3LDK	46		
西町 (ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	1		
						3LDK	5		
広野町	下北迫 (ペット可)	A	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
					2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
いわき市	湯長谷	A B	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	3LDK	4	
	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	12	
							3LDK	13	
	家ノ前 (ペット可)	A		H27	洪水	戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	4
	宮沢	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	5	
							3LDK	6	
	大原	A B	H28	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	2LDK	3	
							3LDK	1	
	関船	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	高萩 (ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	優先住宅(車いす)	2LDK	1	
					戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5	
					戸建て(2階建) または 2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	10	
	四ツ倉	A B	H29	洪水	集合住宅	一般住宅	2LDK	3	
							3LDK	13	
下矢田	A	H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1		
					一般住宅	2LDK	1		
中原 (ペット可)	A B	H28	洪水 津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	1		
						3LDK	2		
					一般住宅	3LDK	1		
中原	A B	H28	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	1		
						3LDK	7		
					一般住宅	2LDK	2		
						3LDK	1		
勿来酒井	A B	H29	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	2		
						3LDK	1		
					優先住宅(車いす)	3LDK	1		
					一般住宅	2LDK	1		
						3LDK	5		
				集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	4		
北好間 (ペット可)	A	H29	洪水	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	1		
					一般住宅	3LDK	4		
北好間	A	H29	洪水	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	3LDK	2		
					一般住宅	2LDK	2		
						3LDK	3		

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
いわき市	泉本谷	A	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	
							3LDK	7	
						一般住宅	2LDK	3	
							3LDK	2	
	磐崎	A	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	3LDK	1	
	平赤井	A	B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
								3LDK	8
							優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK
							3LDK	7	
計								650	

※「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。  
詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	表				警戒区域
	北中央		0.2m未満		
	笹谷		0.2m未満		
県中	柴宮		0.5m未満		
	安積		0.5m未満		
会津若松	古川町	1m～2m			
	年貢町	0m～0.5m			
相双	西町	0.5m～1.0m未満			
いわき	下神白			1.0m～3.0m未満	
	平赤井	5.0m～10m未満			
	泉本谷				警戒区域
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	中原	0.5m未満		0.5m～1.0m未満	
	磐崎	0.5m未満			
	家ノ前	3.0m未満			
	高萩	3.0m未満			
	大原			0.3m未満	
	四ツ倉	3.0m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

次ページへ続きます 

## ■入居申込書と記入例

▶ 居住制限者用（現在も避難指示が継続している区域に居住していた方）  
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2887%29.pdf>



▶ 旧居住制限者用（避難指示が解除された区域に居住していた方）  
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2888%29.pdf>



▶ 地震・津波被災者用（地震・津波により住宅を失った方）  
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2889%29.pdf>



▶ 支援対象避難者用（平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方）  
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2890%29.pdf>



### お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

メールアドレス ffkjss@bz04.plala.or.jp

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

## 三条市に避難している世帯数と人数(2023.3.29現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
合計	24	57

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511